

## 第123号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

### 1 改正理由

児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、こども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたため、各条例の一部を改正する。

### 2 改正内容（概要）

児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設され、通報義務等の対象となる施設・事業が追加された。また、通報を受けて必要な措置等を講じる所管行政庁についても新たに規定された。

法改正に伴い、上記内容等を定めた児童福祉法第33条の10第2項及び第3項が追加されたことを受け、条文中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改める。

### 3 整理条例で改正する条例

- (1) 品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第23号）
- (2) 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第25号）
- (3) 品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年品川区条例第35号）
- (4) 品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年品川区条例第50号）

### 4 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

### 5 施行日

公布の日

(別紙)

品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第10条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第10条 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な</p>

改正後	改正前
<p>有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>影響を与える行為をしてはならない。</p>

品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

# 保育所等における虐待通報等への対応について

## 1. 児童福祉法改正に伴う新たな規定

○児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みが設けられた（主な内容は以下のとおり）。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表 等

<参考>追加された対象施設・事業（児童福祉法より）

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

## 2. 通報後の区の対応

<保育所の場合>

